

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第三条第二項」の下に「及び第五条第二項」を加え、同項第五号を削り、同項第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師免許申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県 (国)		
旧姓併記の 希望の有無	有 ・ 無		
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
試 験 合 格 年 月 日	年 月 日	合格証書番号	第 号
試験施行地	都 道 府 県		
免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと。） 1 ありません。 2 あります。 2のときは、処分理由及び処分年月日 ( )			

注 1 外国の国籍を有する者は、本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第3号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換え交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所  
氏 名  
電話番号 自宅（携帯） ( )  
勤務先 ( )

次のとおり登録事項及び記載事項に変更を生じたので、製菓衛生師名簿の訂正及び製菓衛生師免許証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 離婚	養子縁組 帰化	転籍 氏名の変更 その他 ( )
変 更 年 月 日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 ( 国 籍 )	都道 府県 (国)		都道 府県 (国)	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	/		有 ・ 無	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)	
※ 通 称 名				
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日			

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師免許証再交付申請書

（宛先）

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

次のとおり製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 ( 国 籍 )	都 道 府 県 ( 国 )		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。  
また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とする。

様式第八号中「五」を削り、同様式を様式第七号とする。

様式第九号を様式第八号とし、様式第十号を様式第九号とし、様式第十一号を様式第十号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定（「五」を削る部分に限る。）については、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。